

令和元年度採用試験問題

【行政法】

Aは、著名ジャーナリストらを招いて憲法問題に関するパネルディスカッションを行うため、B市長に対し、B市役所の出張所内にある講堂の使用申請を行った。講堂は、出張所の業務で使用するために設置されているものであるが、平日も含め、出張所の業務に支障のない範囲で、B市役所講堂使用規則で定めるところにより、市民も使用することができることとされている。B市長は、パネルディスカッションには特に問題はなく、また、当日は休日のため出張所の業務は行われなこともあり、Aの申請を許可した。これを前提に次の問いに答えなさい。

(1) 昨年、Aは、B市の別の施設で、同様に憲法問題に関するパネルディスカッションを開催したところ、Aの活動に批判的なC団体による抗議活動がその施設周辺で行われ、周辺住民からB市役所に苦情が殺到した。このことを許可後に知ったB市長は、今回のパネルディスカッションの開催をめぐりC団体による抗議活動が行われるという情報はないものの、万が一の混乱を回避するため、B市役所講堂使用規則第3条第2項第3号に掲げる事由に該当するとして、Aに対する講堂の使用許可を取り消すことを検討している。B市長による使用許可の取消しに係る行政法上の問題点について、論じなさい(憲法上の問題点について論ずる必要はない)。

(2) パネルディスカッション開催日の3日前に発生した地震により、講堂の天井材の落下防止対策につき重大な不備が生じた可能性があるこ

とが発覚したため、B市長は、講堂の使用を直ちに中止し、緊急に安全点検を実施することとした。このため、Aに対する講堂の使用許可は取り消され、既に納付していた講堂の使用料は、Aに返還されることとなった。Aは、当初の予定日から1週間後、B市の公民館等が既に予約で埋まっていたため民間の貸会議室を借りて、予定していたパネルディスカッションを開催した。その際、そのための開催周知用のビラを再度作成し、配布した。

Aは、講堂の使用料と民間の貸会議室の使用料との差額及び再度の開催周知用のビラ作成費をB市長に請求することを検討している。このような請求の可否について、国有財産法の規定も参考にして論じなさい。